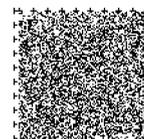


せいかちょうだい きしょうがいふくしけいかく
精華町第5期障害福祉計画

せいかちょうだい きしょうがいじふくしけいかく
精華町第1期障害児福祉計画

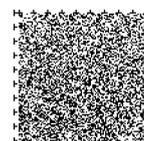
へいせい ねん がつ
平成30(2018)年3月

きょうとふせい かちょう
京都府精華町

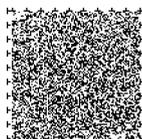


目次

だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ	第1章 計画の基本的な考え方	1
1	けいかく さくてい はいけい しゅし 計画策定の背景と趣旨	1
2	ほうてきこんきよ けいかく いちづ 法的根拠と計画の位置付け	2
3	けいかく きかん 計画の期間	3
4	けいかく さくていたいせい 計画の策定体制	4
(1)	せいかちやうち いきしょうがいしやじりつしえんきやうぎかい かいさい 精華町地域障害者自立支援協議会の開催	4
(2)	じゅうみんいけん ちやうしゆ 住民意見の聴取	4
だい しょう せいかちやう しょうがいしや と ま じやうきやう	第2章 精華町の障害者を取り巻く状況	5
1	そうじんこう すい 総人口の推移	5
2	しょうがいしやてちやうしよじしや じやうきやう 障害者手帳所持者の状況	6
3	しんたいしょうがいしやてちやうしよじしや じやうきやう 身体障害者手帳所持者の状況	7
4	りやういくてちやうしよじしや じやうきやう 療育手帳所持者の状況	9
5	せいしんしょうがいしやほけんふくしてちやうしよじしや じやうきやう 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	10
6	じりつしえんいりやう せいしんつういん じゆきやうしや じやうきやう 自立支援医療（精神通院）受給者の状況	11
7	しょうがいしえんくぶんにていしや じやうきやう 障害支援区分認定者の状況	12
だい しょう しょうがいふくしけいかく すうちもくひやう み こ りやう せつてい	第3章 障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定	14
1	へいせい ねんど すうちもくひやう 平成32(2020)年度の数値目標	14
(1)	ふくししせつ にゆうしよしや ちいきせいかつ いこう 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
(2)	せいしんしょうがい たいお ちいきほうかつ こうちく 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	15
(3)	ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備	16
(4)	ふくししせつ いっぽんしゆうろう いこうとう 福祉施設から一般就労への移行等	17
2	とう み こ りやう サービス等の見込み量	20
(1)	ほうもんけい 訪問系サービス	20
(2)	にちちゆうかつどうけい 日中活動系サービス	22
(3)	きよじゆうけい 居住系サービス	30
(4)	そうだんしえん 相談支援	33
(5)	ちいきせいかつしえんじぎやう 地域生活支援事業	35



だい しょう しょうがいじふくしけいかく すうちもくひょう み こ りょう せってい	第4章 障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定	43
1	へいせい ねん ど すうちもくひょう 平成32(2020)年度の数値目標	43
2	とう み こ りょう サービス等の見込み量	44
だい しょう けいかく すいしん む	第5章 計画の推進に向けて	51
1	しんこうかん りたいせい かくりつ 進行管理体制の確立	51
2	けいかく てんけん ひょうか 計画の点検・評価	51
3	きょうとふ きんりんしちょうそんとう こういきれんけい 京都府・近隣市町村等との広域連携	52



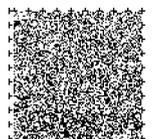
1 計画策定の背景と趣旨

くに へいせい ねん がつ しょうがいしゃじりつしえんほう しこう さんしょうがい せいど
国では、平成18(2006)年4月に障害者自立支援法が施行され、三障害の制度
いちげんか あら しょうがいしゃせさく すいしん しょうがいふくしけいかく
を一元化した新たな障害者施策が推進されました。そこでは、障害福祉計画の
さくてい ぎ むづ しちょうそん すうちもくひょう せつてい けいかく もと
策定が義務付けられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく
せさく すいしん もと
施策の推進が求められています。

ほんちょう へいせい ねん がつ だい きしょうがいふくしけいかく さくてい いこう
本町においても、平成18(2006)年3月に第1期障害福祉計画を策定し、以降
ねん けいかく かいてい けいかく もと しょうがい ひと ひつよう
3年ごとに計画を改定しており、計画に基づいて障害のある人が必要なサービ
スを受けることができるよう取り組んできました。

きんねん しょうがい ひと じょうきょう おお へんか くに さまざま ほう
近年、障害のある人をめぐる状況は大きく変化し、国においては様々な法
せいど かいせい おこな へいせい ねん がつ しょうがいしゃじりつしえんほう
制度の改正が行われています。平成25(2013)年4月には、「障害者自立支援法」
かいせい しょうがいふくし どう たいしょう しょうがいぐん みなお しょうがい
が改正され、障害福祉サービス等の対象となる障害区分の見直しや、障害の
ひと たい しえん かくじゅう めいき しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
ある人に対する支援の拡充を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を
そうごうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう しょうがい たいしょう
総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障害の対象
なんびょう くわ へいせい ねん がつ しょうがいしゃきほんほう
に難病が加わりました。さらに、平成25(2013)年6月には、「障害者基本法」
かいせい さい くわ だい じょう さべつ きんし ぐたいか しょうがい りゆう
改正の際に加えられた第4条の「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とす
さべつ かいしょう すいしん もくてき しょうがい りゆう さべつ かいしょう
る差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の
すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいてい ぎょうせい かん じぎょうしゃ
推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、行政機関や事業者に、
しょうがい ひと たい ごうりてきはいりよ かのう かが ていきょう もと
障害のある人に対する「合理的配慮」を可能な限り提供することが求められ
るようになりました。このような国内の制度改革が行われた後、平成26(2014)
ねん がつ しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃけんりじょうやく くに
年2月には、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が、わが国に
はっこう
おいて発行されました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ へいせい ねん がつ にちしこう
児童福祉法の一部を改正する法律(平成30(2018)年4月1日施行)」では、
しょうがいじ かか ていきょうたいせい けいかくてき こうちく すいしん じちたい
「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体に
しょうがいじふくしけいかく さくてい しょうがいじふくしけいかく
おいて障害児福祉計画を策定するものとする」とされており、障害児福祉計画の
さくてい ぎ むづ
策定が義務付けられました。

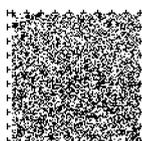


ほんちょう しょうがいじ しゃ のうりよく できせい おう じりつ にちじょうせいかつ しゃがいせいかつ
本町では、障害児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定します。

2 法的根拠と計画の位置付け

ほんけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じょうだい こう もと しちょうそんしょうがいふくしけいかく
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
およ じどうふくしほうだい じょう もと しちょうそんしょうがいふくしけいかく さくてい
及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し
たものであり、けいかく さいしゅうねんど へいせい ねんど もくひょうおよ しょうがいふくし
サービスの見込みについて定めたものです。

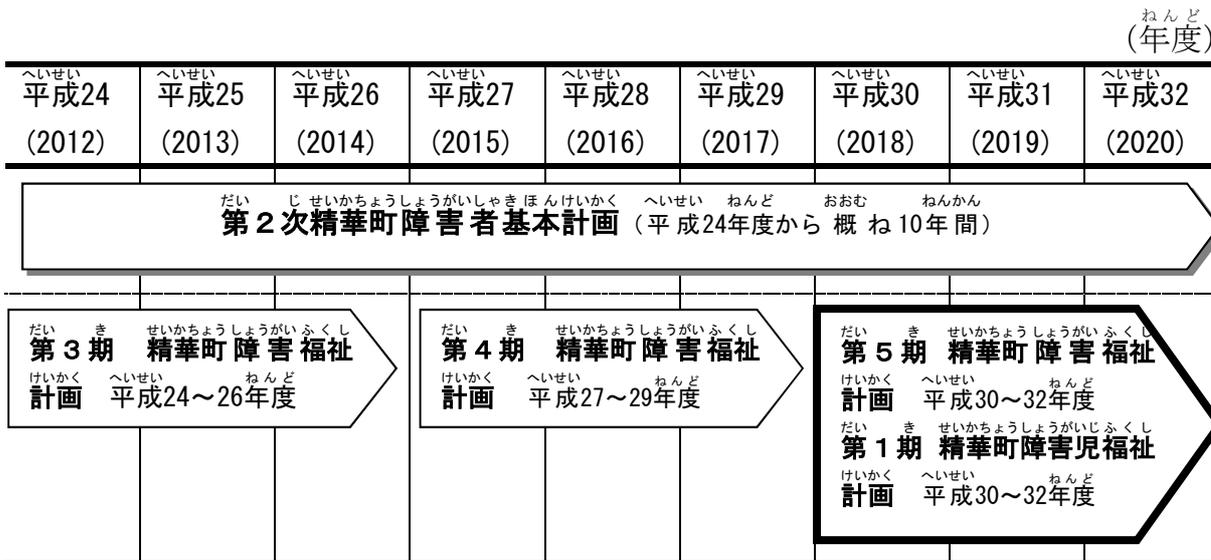
また、しょうがい ひと しえん きまざま ぶんや と く そうごうてき
一体的に進める必要があることから、ほんちょう じょういけいかく せいかちょうそうごうけいかく
や「精華町地域福祉計画」、「精華町高齢者保健福祉計画、精華町介護保険事業
けいかく せいかちょうじどういくせいけいかく せいかちょう こ こそだ しえんじぎょうけいかく とく せいごう
計画」、「精華町児童育成計画、精華町子ども・子育て支援事業計画」等との整合
をはか
を図ります。



3 計画の期間

精華町障害者基本計画に基づき、生活支援サービスや一般就労等について、数値目標を定めて計画的なサービス提供を実施します。

本計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を計画期間とします。



■障害者基本計画

障害者施策に関わる総合的な計画であり、基本理念や施策の方針を定める。

1 基本理念

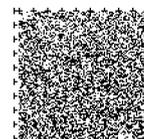
誰もが住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる福祉のまち
精華町

2 基本目標

ともに育ち、ともに学ぶために
生きがいを持って働くために
すこやかなくらしのために
自立した生活をおくるために
安全で快適なくらしのために
共感しあえる地域づくりのために

■障害福祉計画

- 基本計画に基づくサービス提供に関わる計画。
- 生活支援サービスや一般就労等についてサービスの数値目標と実現化方策を定める。



4 計画の策定体制

(1) 精華町地域障害者自立支援協議会の開催

地域自立支援協議会（全体会及び各部会）は、計画の進行管理組織として位置づけられ、住民参加部会、権利擁護部会、発達支援部会の各部会から、地域や当事者の現状に対して、より具体的な課題把握・協議・検討を進め、計画策定に反映しました。

(2) 住民意見の聴取

計画策定において、住民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、事業所に対するヒアリングや計画に対するパブリックコメントを実施しました。

① 事業所ヒアリング調査の実施

○目的：山城南圏域及び周辺地域の事業所を対象として、その現状や今後の事業の展望等を把握することを目的として実施しました。

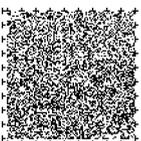
○対象：精華町から利用者がある主な事業所11か所を調査対象としました。

○方法：事前アンケートを実施し、各事業所にてヒアリングを実施しました。

② 計画への意見募集（パブリックコメント）の実施

広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

○募集期間：平成29(2017)年12月11日～平成30(2018)年1月12日

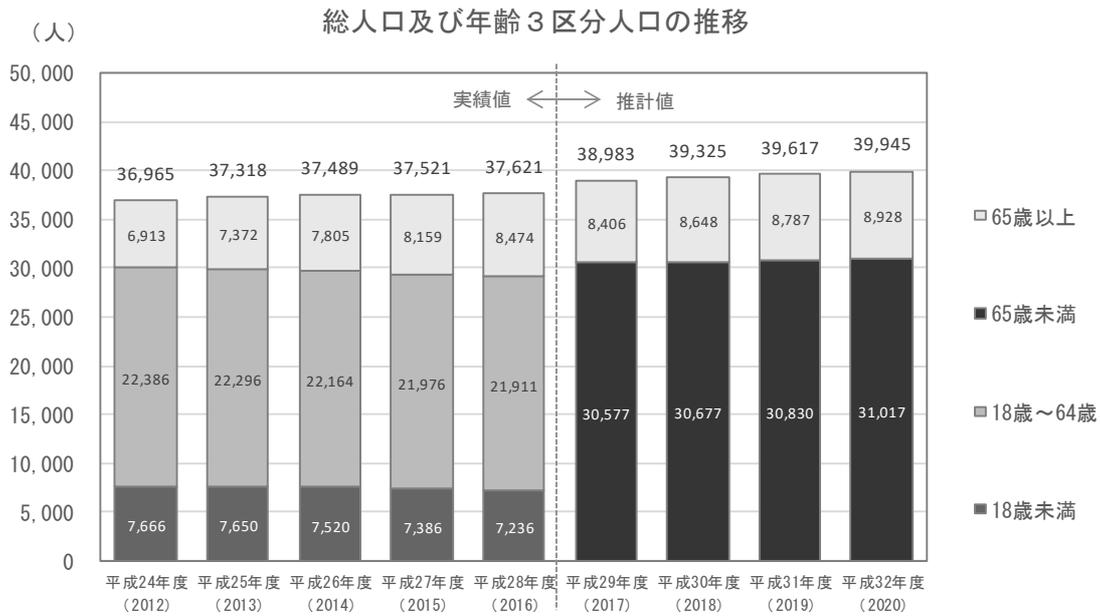


第2章 精華町の障害者を取り巻く状況

1 総人口の推移

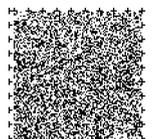
精華町の総人口は、増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度には37,621人となっています。

また、年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口が増加しており、平成24(2012)年度には18.7%であった高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は、平成28(2016)年度には22.5%となっており、この5年間で3.8ポイント上昇しています。一方、18歳未満人口及び18歳～64歳人口は、減少傾向で推移しています。



※資料：実績値は、住民基本台帳及び外国人登録各年度3月末現在

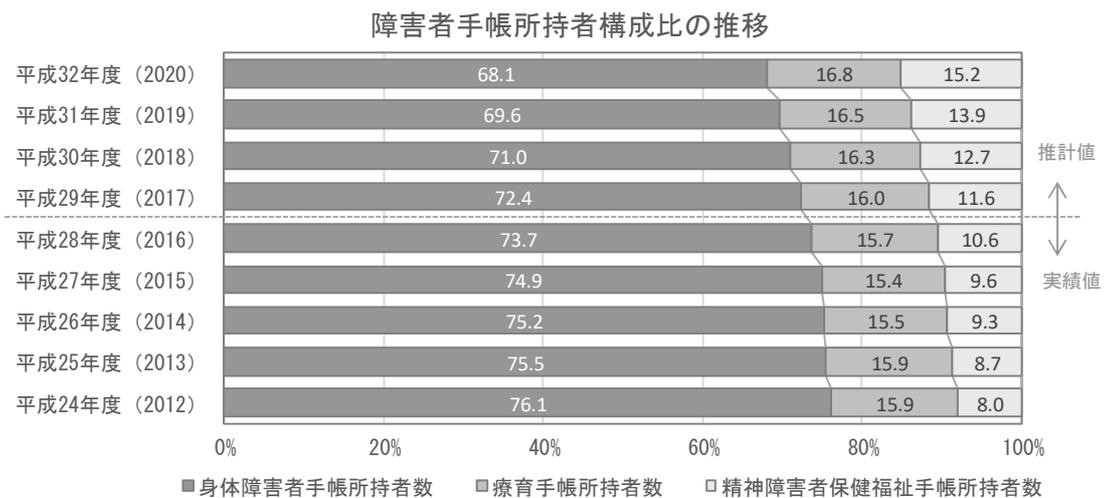
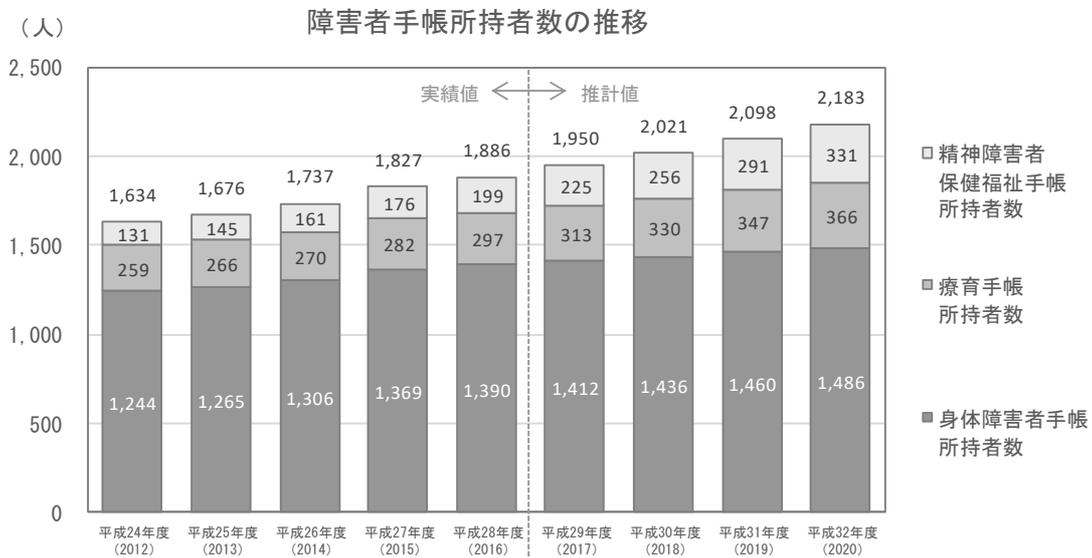
推計値は、精華町第5次総合計画資料編参照



2 障害者手帳所持者の状況

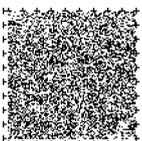
障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度では、身体障害者手帳所持者数が1,390人、療育手帳所持者数が297人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が199人となっています。

また、障害者手帳所持者構成比の推移を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者における構成比が増加傾向であり、平成24(2012)年度に8.0%であったものが、平成28(2016)年度には10.6%となっています。



※資料：実績値は、福祉課調べ 各年度3月末現在

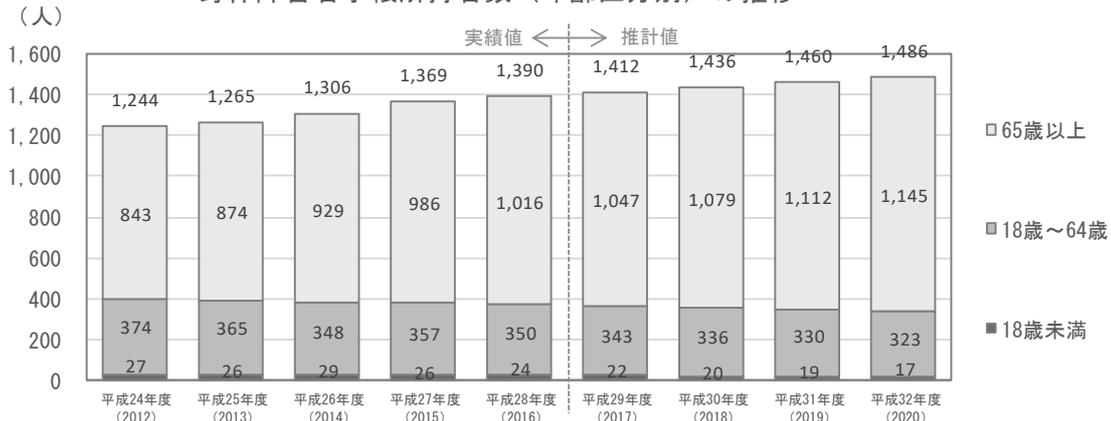
推計値は、実績を基に推計値を算出



3 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移していますが、年齢区分別でみると、65歳以上だけが増加傾向にあり、平成24(2012)年度に843人であったものが、平成28(2016)年度には1,016人と、この5年間で173人の増加となっています。

身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）の推移

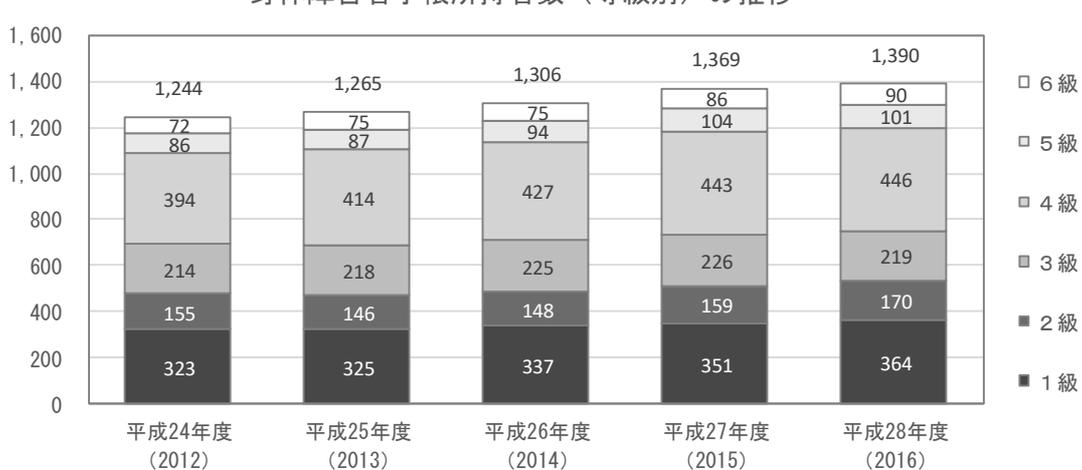


※資料：実績値は、福祉課調べ（各年度3月末現在）

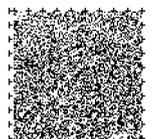
推計値は、実績を基に推計値を算出

身体障害者手帳所持者数を等級別でみると、平成28(2016)年度では、1級が364人、2級が170人、3級が219人、4級が446人、5級が101人、6級が90人となっています。

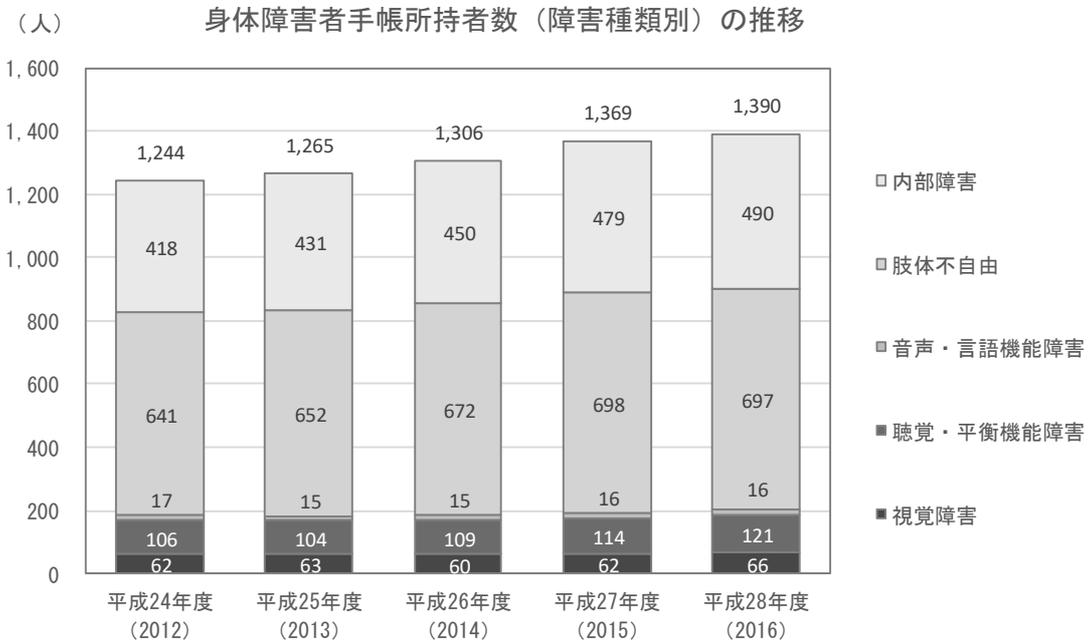
身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



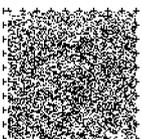
※資料：福祉課調べ 各年度3月末現在



身体障害者手帳所持者数を障害種類別で見ると、平成28(2016)年度では、視覚障害が66人、聴覚・平衡機能障害が121人、音声・言語機能障害が16人、肢体不自由が697人、内部障害が490人となっています。

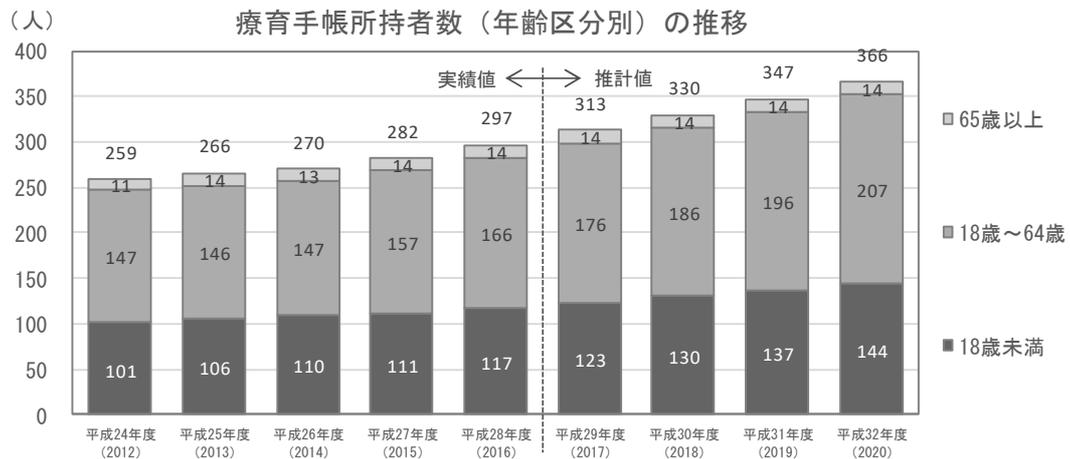


※資料：福祉課調べ 各年度3月末現在



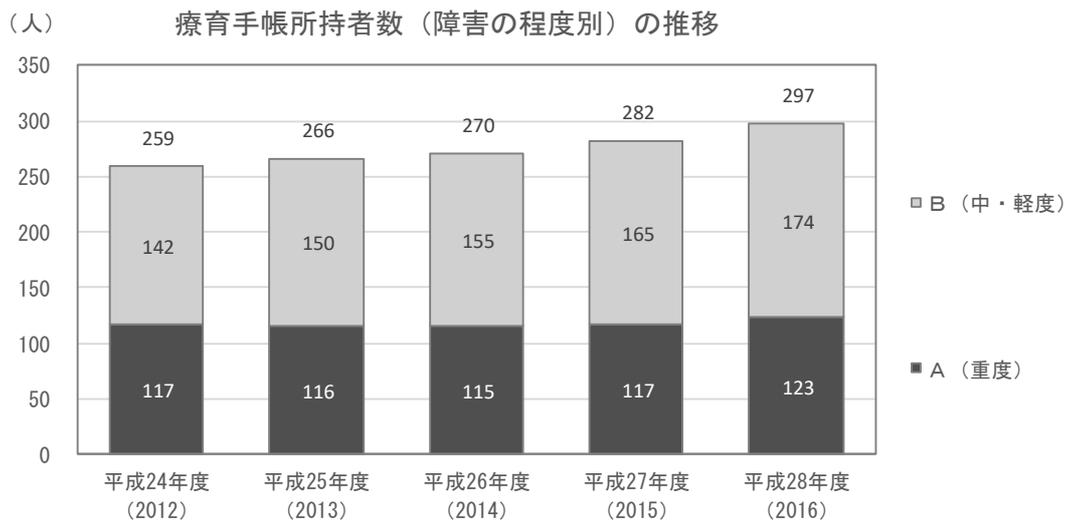
4 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、年齢区別でみると、平成28(2016)年度では、18歳未満が117人、18歳～64歳が166人、65歳以上が14人となっています。

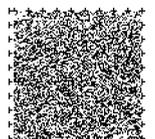


※資料：実績値は、福祉課調べ（各年度3月末現在）
推計値は、実績を基に推計値を算出

療育手帳所持者数を障害の程度別でみると、平成28(2016)年度では、A（重度）が123人、B（中・軽度）が174人となっています。

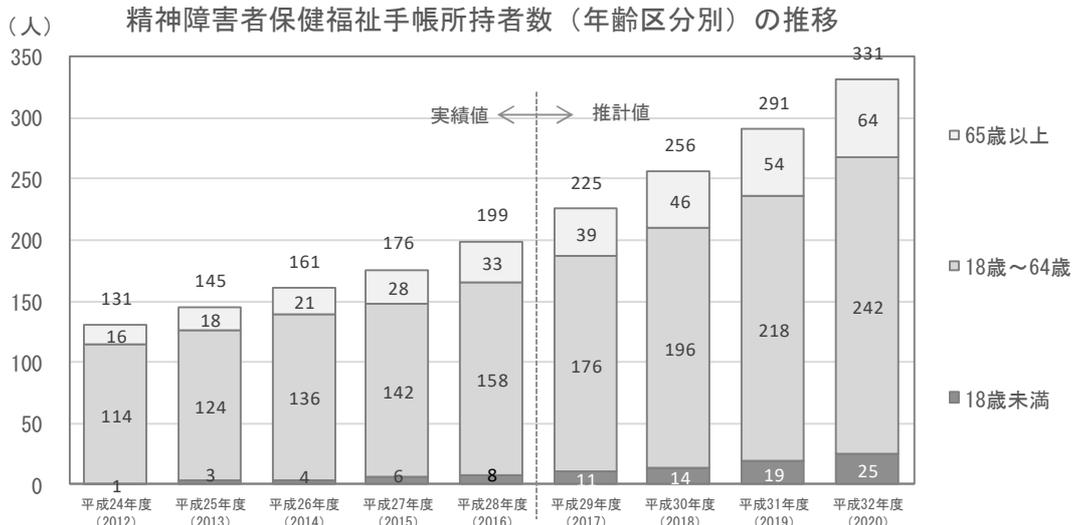


※資料：福祉課調べ 各年度3月末現在



5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

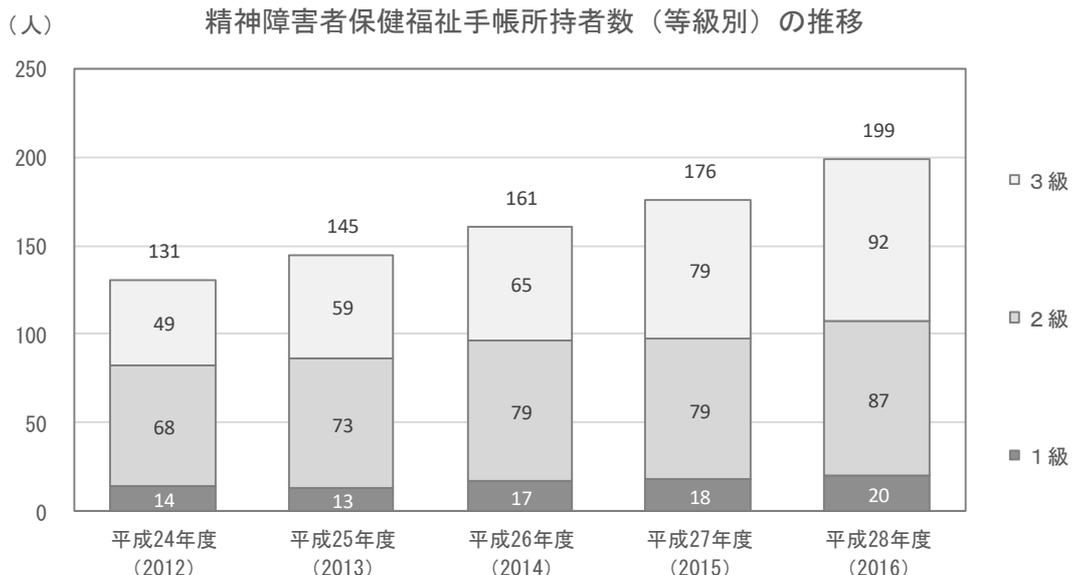
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、年齢区分別で見ると、平成28(2016)年度では、18歳未満が8人、18歳～64歳が158人、65歳以上が33人となっています。



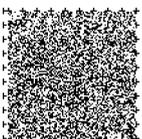
※資料：実績値は、福祉課調べ（各年度3月末現在）

推計値は、実績を基に推計値を算出

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別で見ると、平成28(2016)年度では、1級が20人、2級が87人、3級が92人となっています。

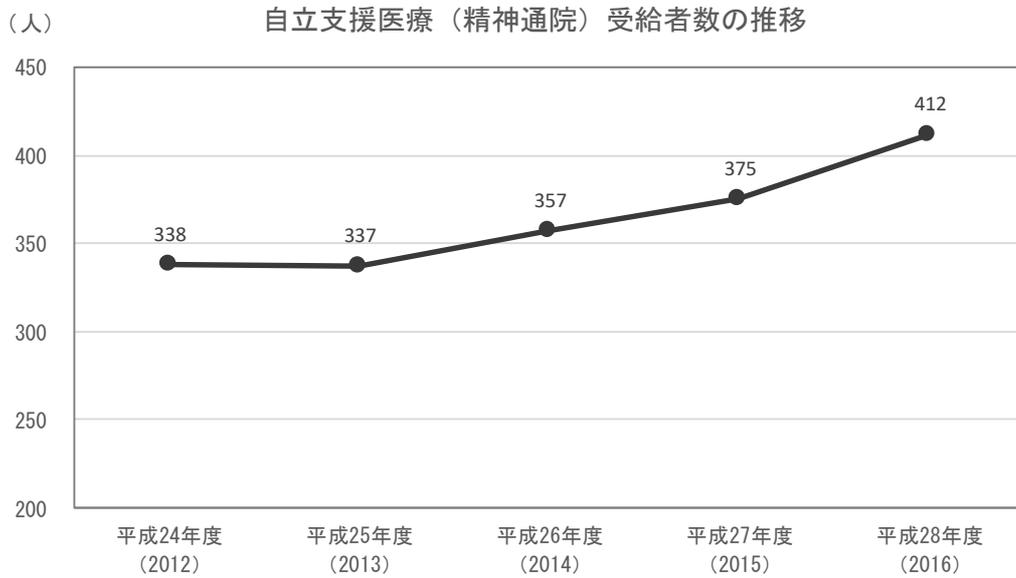


※資料：福祉課調べ 各年度3月末現在

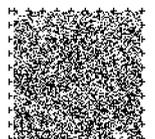


6 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成25(2013)年度以降は増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度には412人となっています。



※資料：福祉課調べ 各年度3月末現在



7 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者は増加傾向にあり、平成28(2016)年10月現在で、区分1が1人、区分2が8人、区分3が36人、区分4が39人、区分5が39人、区分6が81人、区分なし（障害児、同行援護・訓練等給付利用者）が191人となっています。

■平成28(2016)年10月現在

(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
身体障害者	1	3	7	7	10	28	20	76
知的障害者	0	0	18	23	24	47	89	201
精神障害者	0	5	11	9	5	6	27	63
障害児	0	0	0	0	0	0	55	55
合計	1	8	36	39	39	81	191	395

■平成27(2015)年10月現在

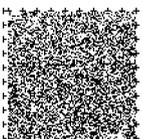
(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
身体障害者	2	4	7	7	9	27	19	75
知的障害者	0	1	17	23	23	44	83	191
精神障害者	0	2	8	11	7	4	18	50
障害児	0	0	0	0	0	0	47	47
合計	2	7	32	41	39	75	167	363

■平成26(2014)年10月現在

(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
身体障害者	3	5	8	8	7	28	18	77
知的障害者	0	5	19	20	20	40	65	169
精神障害者	0	3	9	8	7	4	18	49
障害児	0	0	0	0	0	0	37	37
合計	3	13	36	36	34	72	138	332



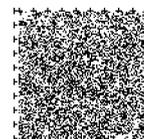
サービス支給決定の状況をみると、平成24(2012)年度に283人だった支給決定者が、平成28(2016)年度には387人と、この5年間で104人の増加となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)については、平成24(2012)年度に259人だった支給決定者が、平成28(2016)年度には369人と、この5年間で110人の増加となっています。

(単位：人)

		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
身体障害者	支給決定	66	69	67	65	67
	受給者	59	62	60	60	61
知的障害者	支給決定	113	113	117	121	127
	受給者	110	110	114	119	124
精神障害者	支給決定	34	48	48	56	59
	受給者	30	34	41	49	56
障害児	支給決定	70	70	94	122	134
	受給者	60	65	78	109	128
合計	支給決定	283	300	326	364	387
	受給者	259	271	293	337	369

※各年度10月現在



第3章 障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定

1 平成32(2020)年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町においては、第5期障害福祉計画では国が示す基本指針を踏まえて目標値を設定します。

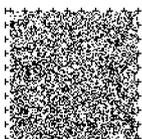
<p>国の基本指針に定める目標値</p> <p>平成32(2020)年度における数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。 ○平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

第5期計画では、地域生活移行人数を1人、平成32(2020)年度末における入所者数を1人削減して14人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
A 平成28(2016)年度末時点の福祉施設の入所者	実績値 15人	平成29(2017)年3月末時点の福祉施設入所者数
B Aのうち、平成32(2020)年度までの地域生活への移行者	目標値 1人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C 平成32(2020)年度末時点の福祉施設の入所者	目標値 14人	平成33(2021)年3月末時点の福祉施設入所者数
D 地域生活移行率	目標値 13.3%	B/A
E 入所者数削減率	目標値 6.7%	(A-C) / A

【目標達成に向けた取り組み】

第5期計画においても引き続き、施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、相楽地域障害者生活支援センターを軸に施設・出身世帯との調整を取りながらサービスの調整、確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町においては、第5期障害福祉計画では国が示す基本指針を踏まえて目標を設定します。

国の基本指針に定める目標値
 平成32(2020)年度における数値目標
 ○協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

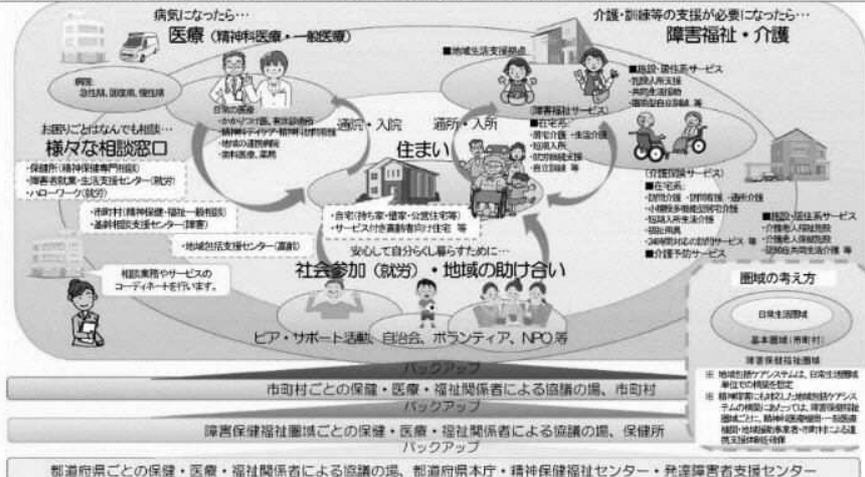
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	検討	検討	設置

【目標達成に向けた取り組み】

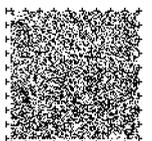
精華町単独での設置は困難なため、山城南圏域での設置を目標とします。しかしながら、山城南圏域においても、精神科病床、思春期外来、高次脳機能障害等の対応の専門機関や社会資源等が不足している状況です。圏域外の専門機関や社会資源との連携強化を進めるとともに、圏域及び市町村の自立支援協議会、相談支援事業所が中核となり、支援ネットワークの構築・強化に努めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
 ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



※資料：厚生労働省



(3) 地域生活支援拠点等の整備

本町においては、第5期障害福祉計画では国が示す基本指針を踏まえて目標値を設定します。

国の基本指針に定める目標値

平成32(2020)年度における数値目標

○平成32(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
地域生活支援拠点等の整備（整備箇所数）	0箇所	0箇所	1箇所

【目標達成に向けた取り組み】

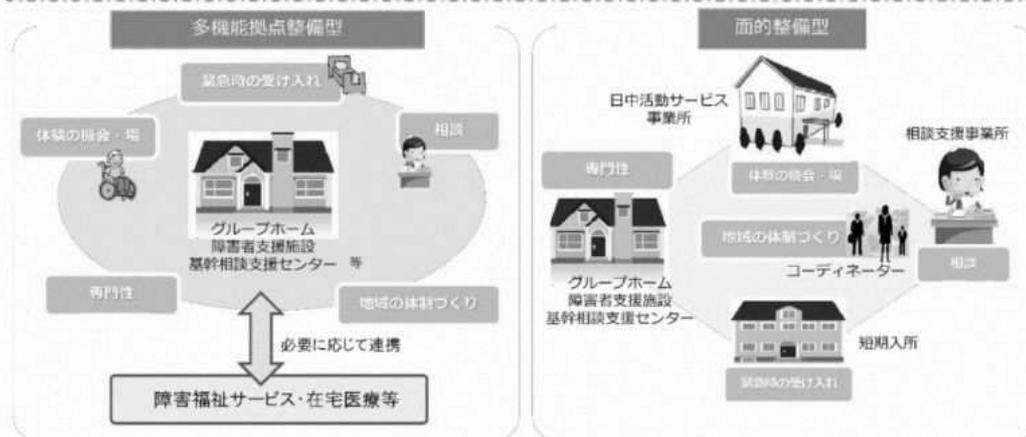
親世代の高齢化が深刻化し、親亡き後の支援体制の整備が必要となっており、グループホーム等の受け皿の整備に対する要望が高まる中、障害者の生活を地域全体で支えることができるよう、圏域での面的な整備体制の構築に努めます。

地域生活支援拠点等の整備について

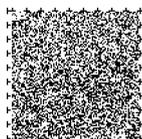
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



※資料：厚生労働省



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき、平成32(2020)年度における数値目標を設定します。

国の基本指針に定める目標値

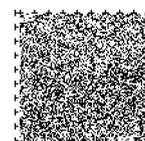
平成32(2020)年度における数値目標

- 就労移行支援事業の利用者数については、平成28(2016)年度末における利用者数の2割以上増加する。

就労移行支援については、標準利用期間が2年間、標準利用期間を超えてさらにサービスの利用が必要な場合については市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、原則1回限りにおいて、最大1年間の更新が可能とされているため、最長3年間の利用となります。平成29(2017)年度については目標値の6人には達していませんが、5人の一般就労移行者がありました。

項目	数値	考え方
A 平成24(2012)年度の一般就労移行者数	実績値 3人	平成24(2012)年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
B 平成29(2017)年度の一般就労移行者数	目標値 6人	平成29(2017)年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	見込値 5人	
C 増加割合	目標値 2倍	B/A

項目	数値	考え方
A 平成25(2013)年度末の就労移行支援事業所の利用者数	実績値 2人	平成25(2013)年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
B 平成29(2017)年度末の就労移行支援事業所の利用者数	目標値 7人	平成29(2017)年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
	見込値 6人	
C 増加率	目標値 250%	(B-A) / (A)



第4期計画においては目標値を6人と設定していました。平成32(2020)年度の目標値の設定においては、8人とします。

項目	数値	考え方
A 平成28(2016)年度の一般就労移行者数	実績値 5人	平成28(2016)年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
B 平成32(2020)年度の一般就労移行者数	目標値 8人	平成32(2020)年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
C 増加割合	目標値 1.6倍	B/A

第5期計画においては、一般就労への移行を進めるために、就労移行支援事業の利用者数を設定しました。平成32(2020)年度の目標値の設定において、就労移行支援事業の利用者数を11人とします。

項目	数値	考え方
A 平成28(2016)年度末の就労移行支援事業所の利用者数	実績値 9人	平成28(2016)年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
B 平成32(2020)年度末の就労移行支援事業所の利用者数	目標値 11人	平成32(2020)年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
C 増加率	目標値 22%	(B-A) / (A)

【目標達成に向けた取り組み】

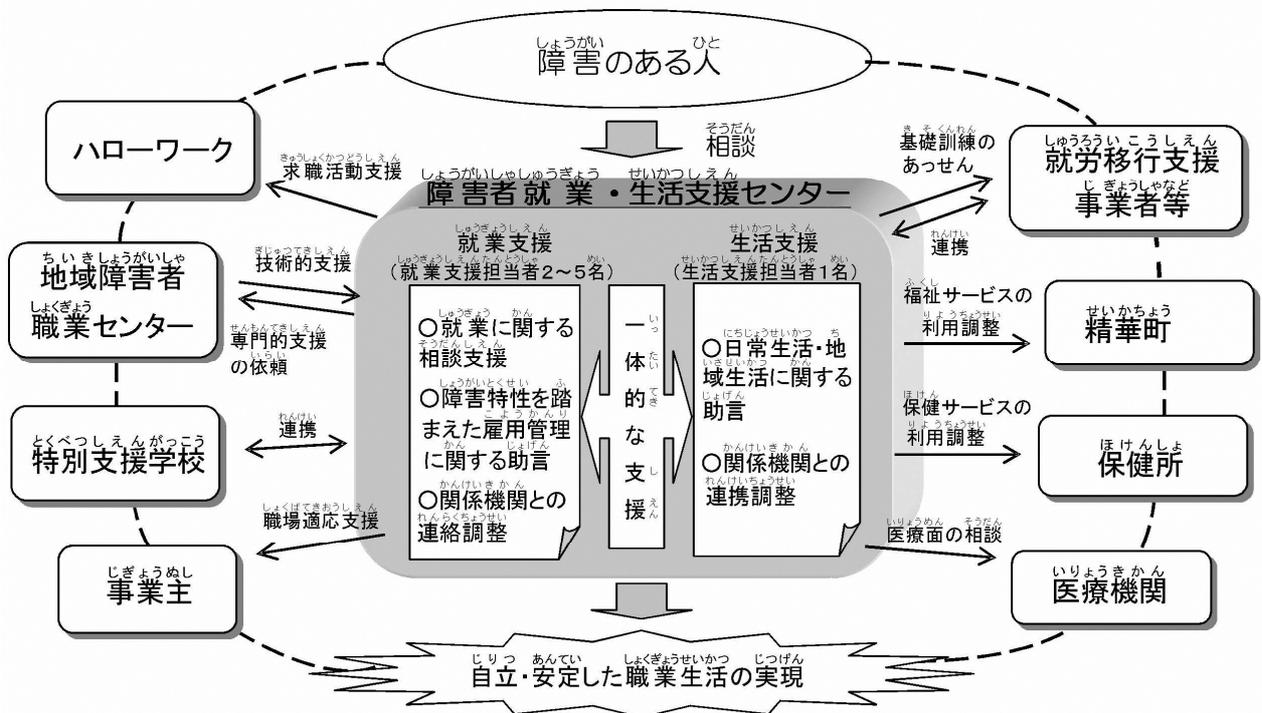
これまでに圏域内において、各関係機関のネットワークの構築、連携強化を図りつつある状況です。今後も障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

なお、特別支援学校等の卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、学校、障害者就業・生活支援センター、町の連携も強化していきます。

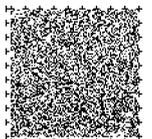
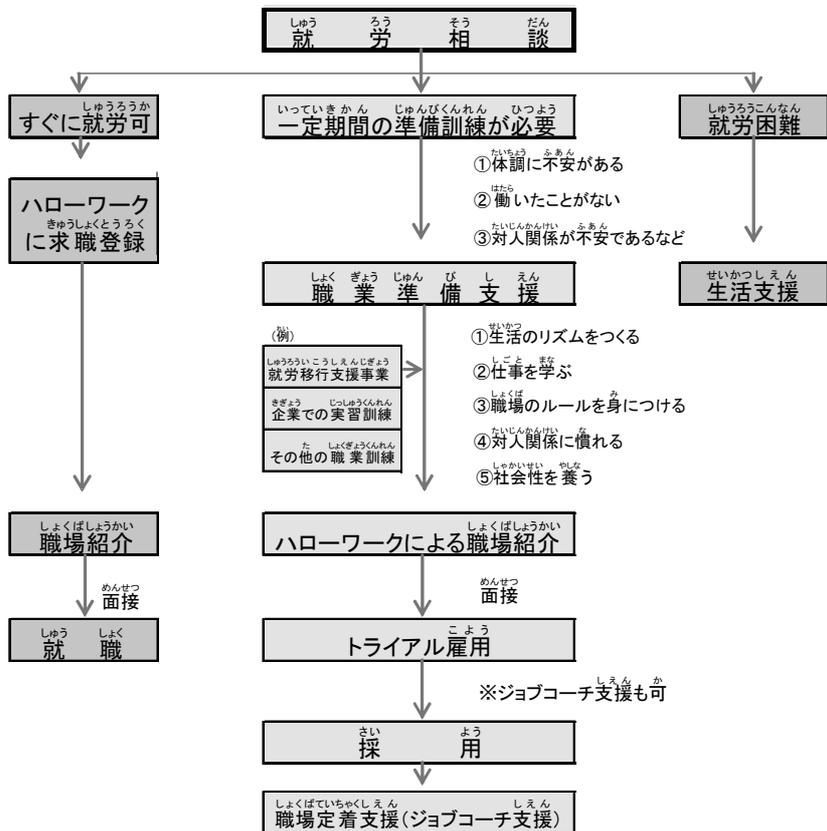


＜障害のある人の就労に向けての支援の仕組み＞

雇用と福祉のネットワーク



就労支援の流れ



2 サービス等^{とう み こ りょう}の見込み量

(1) 訪問系サービス^{ほうもんけい}

① 居宅介護^{きょたくかいご}

障害のある人のいる家庭^{しょうがい ひと かにてい たい}に対してヘルパーを派遣^{はけん}し、入浴^{にゅうよく}、排せつ^{はい}、食事^{しょくじ}などの身体介護^{しんたいかいご}や洗濯^{せんたく}・掃除^{そうじ}などの家事援助^{かじえんじょ}を行います^{おこな}。

② 重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}

重度^{じゅうど}の肢体不自由者^{したいふじゆうしゃ}または重度^{じゅうど}の知的障害^{ちてきしょうがい}もしくは精神^{せいしん}により行動上^{こうどうじょう}著しい困難^{いちじる}を有する障害^{しょうがい}のある人^{ひと}であって、常時^{じょうじかいてい}介助^{かいじょ}を要する人^{ひと}に対して、家庭^{かてい}にヘルパーを派遣^{はけん}し、生活全般^{せいかつぜんぱん}にわたる介護^{かいご}のほか外出時^{がいしゅつじ}における移動中^{いどうちゅう}の介護^{かいご}を行います^{おこな}。

③ 同行援護^{どうこうえんご}

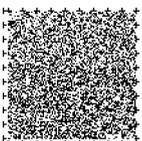
視覚^{しかく}障害^{しょうがい}のある人^{ひと}に対し、外出時^{がいしゅつじ}に同行^{どうこう}し、移動^{いどう}に必要な情報^{ひつよう}の提供^{じょうほう}や移動^{いどう}の援護^{えんご}を行います^{おこな}。

④ 行動援護^{こうどうえんご}

知的^{ちてき}障害^{しょうがい}または精神^{せいしん}障害^{しょうがい}によって行動上^{こうどうじょう}著しい困難^{いちじる}があるため、常時^{じょうじ}介護^{かいご}が必要な人^{ひと}に対して、家庭^{かてい}にヘルパーを派遣^{はけん}し、行動^{こうどう}する際に生じる危険^{さいしょう}を回避^{きけん}するために必要な援助^{かいひ}や外出時^{ひつよう}における移動中^{えんじょ}の介護^{がいしゅつじ}を行います^{いどうちゅう}。

⑤ 重度障害者等包括支援^{じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん}

障害^{しょうがい}支援^{しえん}区分^{くぶん}6（児童^{じどう}については区分^{くぶん}6に相当する支援^{そとう}の度合^{しえん}）で意思^{いし}の疎通^{そつう}に著しい困難^{いちじる}を伴う人^{ともな}に対して、居宅介護^{きょたくかいご}などの複数^{ふくすう}のサービス^{サービス}を包括的^{ほうかつてき}に行います^{おこな}。



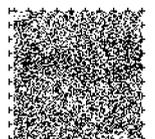
【サービス見込み量】

訪問系サービスについて、ニーズの拡大及び圏域における事業者ヒアリングの結果を基にしてサービス量を見込みます。

(単位：時間／月、人／月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護	利用時間	857	785	887	955	973	990
	利用者数	46	49	52	56	58	60
事業所数 (年度末現在)	町内	2	3	3	3	3	3
	圏域内(町外)	5	6	6	6	6	6
重度訪問介護	利用時間	0	42	10	20	20	20
	利用者数	0	1	1	1	1	1
事業所数 (年度末現在)	町内	2	3	3	3	3	3
	圏域内(町外)	5	5	6	6	6	6
同行援護	利用時間	199	186	179	200	200	200
	利用者数	7	7	7	7	7	7
事業所数 (年度末現在)	町内	1	2	2	2	2	2
	圏域内(町外)	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用時間	122	141	160	170	180	180
	利用者数	10	12	12	13	14	14
事業所数 (年度末現在)	町内	1	2	2	2	2	2
	圏域内(町外)	2	2	2	2	2	2
重度障害者等 包括支援	利用時間	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	0	0	0	0	0	0

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



【訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策】

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または50歳以上で障害支援区分が2以上である人等に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

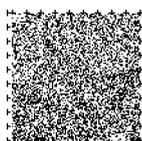
【サービス見込み量】

支援学校からの卒業生や事業所ヒアリング調査の結果を基にして、平成32(2020)年度で140人、2,800人日/月の利用を見込みます。

(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
生活介護	利用日数	2,128	2,129	2,256	2,500	2,640	2,800
	利用者数	114	116	120	125	132	140
事業所数 (年度末現在)	町内	7	7	7	7	7	7
	圏域内(町外)	8	8	8	8	8	8

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

《機能訓練》

生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

《生活訓練》

生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

機能訓練、生活訓練について、現在の利用状況を基にして、平成32(2020)年度までのサービスを見込みます。

(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
機能訓練	利用日数	0	12	16	20	20	20
	利用者数	0	1	1	1	1	1
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	0	0	0	0	0	0
生活訓練	利用日数	17	65	71	75	85	85
	利用者数	3	7	5	7	8	8
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	2	2	2	2	2	2

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



③ 就労移行支援

いっばんしゅうろう きぼう ちしき のうりよく こうじょう しょくばかいたく つう きぎょう
 一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへ
 こよう ざいたくしゅうろうとう みこ さいみまん ひと たいしょう いっていきかん せいぎん
 の雇用または在宅就労等が見込まれる 65歳未満の人を対象に一定期間、生産
 かつどう た かつどうきかい ていきょう しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじょう
 活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のため
 くんれん おこな
 の訓練を行います。

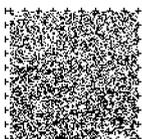
【サービス見込み量】

げんざい にん りよう くに ししん へいせい ねん ど じっせき わりいじょう
 現在、8人の利用があります。国の指針（平成28(2016)年度の実績の2割以上
 とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する）
 や、各年度において特別支援学校の卒業生等の利用等を勘案し、平成32(2020)
 ねん ど にん にんにち つき りよう みこ
 年度で11人、185人日／月の利用を見込みます。

(単位：人日／月、人／月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労移行支援	利用日数	161	129	137	155	170	185
	利用者数	9	8	8	9	10	11
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内 (町外)	2	2	2	2	2	2

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



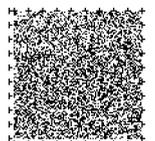
④ 就労継続支援（A型・B型）

《A型》

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《B型》

通常の事業所で就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業の就労継続支援A型の雇用には結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。



【サービス見込み量】

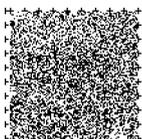
就労継続支援A型については、現在18人の利用があります。企業等の就労することが困難な方や特別支援学校卒業生などの利用等を勘案し、平成32(2020)年度で24人、480人日/月の利用を見込みます。

就労継続支援B型については、就労移行支援や生活介護からの移行者の利用や特別支援学校卒業生などの利用等を勘案し、平成32(2020)年度で42人、630人日/月の利用を見込みます。

(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労継続支援 A型	利用日数	284	309	360	400	440	480
	利用者数	14	15	18	20	22	24
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	2	2	3	3	3	3
就労継続支援 B型	利用日数	288	379	451	525	555	630
	利用者数	19	25	30	35	37	42
事業所数 (年度末現在)	町内	3	3	3	3	3	3
	圏域内(町外)	5	5	6	6	6	6

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要となる支援を行います。

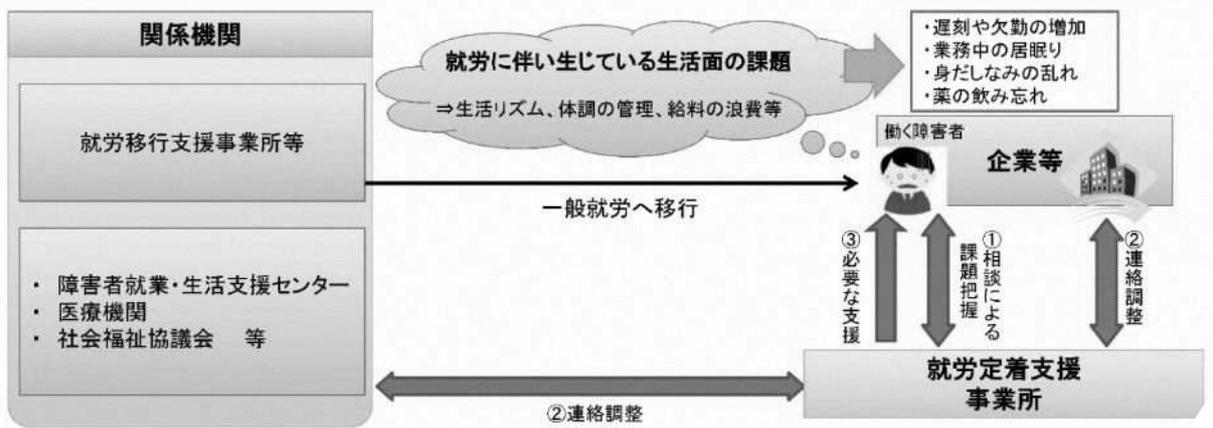
【サービス見込み量】

平成30(2018)年度からの新規サービスとなります。平成32(2020)年度で3人の利用を見込みます。

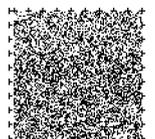
(単位：人/月)

		第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労定着支援	利用者数	2	3	3

※平成30(2018)～32(2020)年度は見込みの数値です。



※資料：厚生労働省



⑥ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であつて、障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

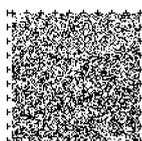
【サービス見込み量】

現在4人の利用があることから、平成32(2020)年度で5人の利用を見込みます。

(単位：人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
療養介護	利用者数	4	4	4	4	5	5
事業所数	町内	0	0	0	0	0	0
(年度末現在)	圏域内(町外)	0	0	0	0	0	0

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



⑦短期入所（福祉型、医療型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、44人程度の利用実績があります。介護者の高齢化による居宅での介護の負担を軽減するため、平成32(2020)年度で50人、220人日/月の利用を見込みます。

(単位：人日/月、人/月)

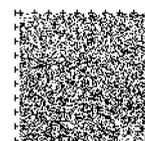
		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
短期入所	利用日数	163	169	201	200	210	220
	利用者数	42	43	44	46	48	50
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	5	5	5	5	5	5

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策】

日中活動系サービスの利用量の増加については、主に特別支援学校卒業生などによる利用ニーズの増加が考えられます。

利用者ニーズの増加に対しては、事業所ヒアリング調査の結果を基にして、事業所の拡大が見込まれます。新たな事業所の整備によって、平成32(2020)年度末までのサービス見込み量に対応できると考えますが、引き続き圏域において、その整備を協議していくこととします。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

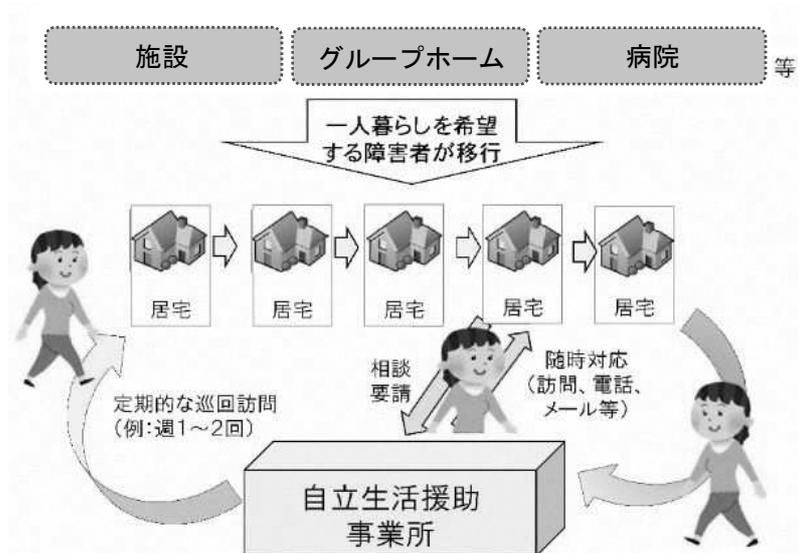
【サービス見込み量】

平成30(2018)年度からの新規サービスとなります。平成32(2020)年度で5人の利用を見込みます。

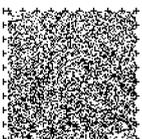
(単位：人/月)

		第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立生活援助	利用者数	5	5	5

※平成30(2018)～32(2020)年度は見込みの数値です。



※資料：厚生労働省



きょうどうせいかつえんじょ
② 共同生活援助（グループホーム）

しょうがい ひと しょう やかん きょうどうせいかつ いとな じゅうきよ
 障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居の
 そうだん にゆうよく はい しょくじ かいご ほかに ちじょうせいかつじょう えんじょ おこな
 相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

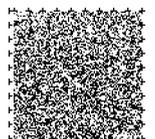
【サービス見込み量】

げんざい きょうどうせいかつえんじょ にかん じょう
 現在、共同生活援助（グループホーム）について、16人の利用があります。
 へいせい ねんど にかん じょう みこ
 平成32(2020)年度で17人の利用を見込みます。

(単位：人/月)

		だい き 第4期			だい き 第5期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	りょうしやすう 利用者数	14	14	16	16	17	17
じぎょうしやすう 事業所数	ちやうない 町内	3	3	3	3	3	3
ねんどまつげんざい (年度末現在)	けんいまない ちやうがい 圏域内 (町外)	5	5	5	5	5	5

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



③施設入所支援

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービス見込み量】

現在、15人の利用があります。地域生活への移行促進等を勘案し、平成32(2020)年度で14人を見込みます。

(単位：人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
施設入所支援	利用者数	16	15	15	15	15	14
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	1	1	1	1	1	1

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【居住系サービスにおける見込み量の確保の方策】

現行の障害福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進しています。

なお、グループホームについては、事業所ヒアリング調査では、定員増や新規計画はあまり見込まれていない状況ですが、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿やおやなあとしょうがいしゃちいきくつづけるための受け皿になることが期待されることから、京都府や近隣市町村と連携しながら、将来的には新規事業者の参入を促進していきます。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

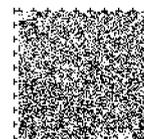
支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行います。



【サービス見込み量】

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の完全実施を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大が必要となります。平成32(2020)年度で計画相談支援が延べ月45人、地域移行支援1人、地域定着支援1人の利用を見込みます。

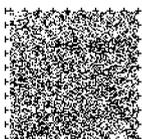
(単位：人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画相談支援	利用者数	36	29	30	35	40	45
事業所数 (年度末現在)	町内	1	1	1	1	1	1
	圏域内(町外)	5	6	6	6	6	6
地域移行支援	利用者数	0	0	0	1	1	1
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	3	3	3	3	3	3
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	1	1
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内(町外)	3	3	3	3	3	3

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【相談支援における見込み量の確保の方策】

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう努め、サービス提供体制の機能強化や人材確保に努めます。



ちいきせいかつしえんじぎょう
(5) 地域生活支援事業

そうだんしえんじぎょう ひつすじぎょう
① 相談支援事業 (必須事業)

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう
《 障害者相談支援事業 》

そうらくちいきしょうがいしゃせいかつしえん さんしょうがい しんたい ちてき せいしん
 相楽地域障害者生活支援センターにおいて、三障害（身体・知的・精神）
 もんだい そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょうおよ じょげんとう しえん
 の問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言等の支援
 おこな
 を行います。 (単位：箇所)

		だい 第4期			だい 第5期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
しょうがいしゃ 障害者	じつしかしよ 実施箇所	1	1	1	1	1	1

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

きかんそうだんしえん
《 基幹相談支援センター 》

そうごうてき そうだん たいおう けんりようご せいねんこうけんせいど ぎやくたいぼうし そうだん
 総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、
 じんざいいくせい ちいき か はか ちいき そうだん ちゅうかくてき
 人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な
 やくわり にな
 役割を担います。

		だい 第4期			だい 第5期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
せつち 設置の有無		設置	設置	設置	設置	設置	設置

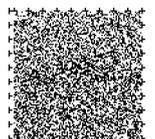
※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

きかんそうだんしえん とうきのうきょうかじぎょう
《 基幹相談支援センター等機能強化事業 》

そうだんしえんきのう きょうか そうだんしえんきかん せんもんてきしよくいん はいち
 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員を配置します。

		だい 第4期			だい 第5期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
じつしかしよ 実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。



ちいきじりつしえんきょうぎかい
《地域自立支援協議会》

障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、精華町地域障害者自立支援協議会において協議を行います。

地域障害者自立支援協議会は、サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、公募町民等から構成される全体会と、住民参加部会・権利擁護部会・発達支援部会の各専門部会から成っています。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう
《成年後見制度利用支援事業》

障害福祉サービス利用の点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

(単位：人/年)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	0	0	1	1	1

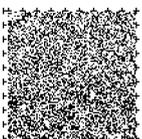
※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

第4期計画期間に引き続き、機能強化学業として相楽地域障害者生活支援センターで、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害に対応した専門的な相談支援を行います。

また、相談支援事業については、特定相談支援事業者における相談支援体制の充実を図っていきます。

なお、必須事業である成年後見制度の利用支援については、今後も実施体制を継続し、必要なサービスを提供します。



②意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

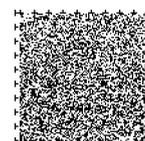
（単位：人／年）

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者派遣事業	利用者数	9	7	8	8	8	8
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	1	1

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

手話通訳者派遣事業については、現在8人にサービス提供していますが、登録手話通訳者が少ないことから、手話通訳奉仕員、手話通訳者の養成研修などを実施してその確保を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確立を目指しています。また、要約筆記者派遣事業については、現在利用はありません。



③ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度障害者（児）に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活上の便宜を図ります。

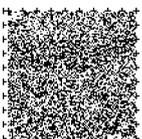
（単位：件／年）

	の けんすう 延べ件数	だい き 第 4 期			だい き 第 5 期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	の けんすう 延べ件数	0	4	6	5	5	5
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	の けんすう 延べ件数	6	9	8	8	8	9
ざいたくりようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	の けんすう 延べ件数	5	12	5	5	5	5
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	の けんすう 延べ件数	5	5	7	5	5	6
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	の けんすう 延べ件数	111	116	118	120	122	124
きょたくせいかつどうきほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	の けんすう 延べ件数	5	2	2	2	2	2

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

第4期計画期間の実績を考慮し、平成32(2020)年度で、151件の給付を見込んでいます。利用ニーズに応じた給付に努めます。



④移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な全身性障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

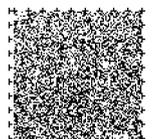
(単位：人／年、時間／年)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
移動支援事業	利用者数	113	104	105	108	110	112
	延べ時間	10,897	9,792	9,836	9,886	9,936	9,986

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

平成32(2020)年度で112人、延べ9,986時間の利用を見込んでいます。利用ニーズに応じた安定したサービスを提供するためにも新規参入を事業所に働きかけていきます。



ちいきかつどうしえん じぎょう ひつすじぎょう
⑤地域活動支援センター事業（必須事業）

かくきのう そな ちいき せいさんかつどう きかい
 各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を
 ていきょう ちいきせいかつしえん そくしん はか
 提供し、地域生活支援の促進を図ります。

いちがた
《Ⅰ型》

せんもんしよくいん せいしんほけんふくししどう はいち いりょう ふくしおよ ちいき しゃかいきばん
 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤と
 れんけいきょうか ちょうせい ちいきじゅうみん いくせい しょうがい たい りかい
 の連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解
 そくしん はか ふきゅうけいはつ じぎょう じっし
 促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。

にがた
《Ⅱ型》

ちいき こよう しゅうろう こんなん ざいたくしょうがいしゃ たい きのうくんれん しゃかいてきおう
 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応
 くんれん にゅうよくどう じっし
 訓練、入浴等のサービスを実施します。

さんがた
《Ⅲ型》

りようしゃ にんいじょう おおむ ねんいじょう じっせき ほうじんかくどう ようけん み しょうきぼ
 利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模
 きぎょうしよ
 作業所などです。

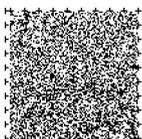
(単位：箇所)

	だい 4 期			だい 5 期		
	へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
ちいきかつどうしえん ぜんたい 地域活動支援センター（全体）	1	1	1	1	1	1
いちがた Ⅰ型	1	1	1	1	1	1
にがた Ⅱ型	0	0	0	0	0	0
さんがた Ⅲ型	0	0	0	0	0	0

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

みこ りようおよ かくほ ほうさく
【サービス見込み量及び確保の方策】

げんざい いちがた りようしゃ ちょうがい ちいきかつどうしえん つうしよ こんご
 現在、Ⅰ型の利用者が町外の地域活動支援センターに通所しています。今後
 りよう へいせい ねんど しょ みこ
 の利用も、平成32(2020)年度では1か所で見込んでいます。



⑥ 日中一時支援事業 (任意事業)

日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもについて、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

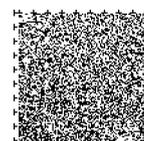
(単位：人/年、回/年)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
日中一時支援事業	利用者数	101	128	114	120	125	130
	の延べ回数	2,853	3,030	3,115	3,355	3,555	3,755

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

日中一時支援の利用については、平成24(2012)年度以降、障害児については放課後等デイサービスへの移行が一部見込まれるものがありますが、障害者については、生活介護の延長としての利用があることから、今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。



⑦社会参加促進事業（任意事業）

《スポーツ・レクリエーション教室開催等事業》

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

（単位：回／年、人／年）

		第4期（実績値）			第5期（計画値）		
		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	平成32年度（2020）
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数	1	1	1	1	1	1
	参加人数	499	498	490	490	495	500

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

《自動車運転免許取得・改造助成事業》

受給対象となる身体障害者手帳所持者に対して、普通自動車運転免許の取得に要した費用や自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

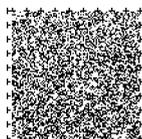
（単位：件／年）

		第4期（実績値）			第5期（計画値）		
		平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	平成32年度（2020）
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	件数	0	0	1	2	2	2

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【サービス見込み量及び確保の方策】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、自動車運転免許取得・改造助成については、利用ニーズを勘案しながら、各種事業の実施に努めます。



第4章 障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定

1 平成32(2020)年度の数値目標

国の基本指針に定める目標値

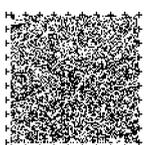
平成32(2020)年度における数値目標

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	0箇所	0箇所	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	検討	検討	構築
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の整備（整備箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービスの整備（整備箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の 関係機関の協議の場の設置	検討	検討	設置

【目標達成に向けた取り組み】

圏域障害者自立支援協議会と連携し、児童発達支援センターの設置、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置や支援体制の整備に努めます。



2 サービス等の見込み量

療育指導・障害児通所支援が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

① 児童発達支援

未就学児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【サービス見込み量】

児童発達支援は、発達に課題がある未就学児について、保護者の利用意向が高いことから、平成32(2020)年度で54人、162人日/月の利用を見込みます。

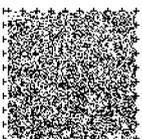
(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援	利用日数	126	142	143	150	156	162
	利用者数	38	48	49	50	52	54
事業所数 (年度末現在)	町内	2	2	2	2	2	2
	圏域内(町外)	2	3	3	4	4	4

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

児童発達支援の利用については、未就学児に限られることから、利用者数の急激な伸びは考えにくいですが、町内での事業所の確保に努めるとともに、町外近隣の事業所での利用を促進することにより、利用ニーズの対応に努めます。



②医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【サービス見込み量】

現在利用者はありませんが、平成32(2020)年度で1人の利用を見込みます。

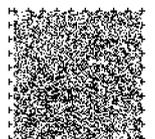
(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
医療型 児童発達支援	利用日数	0	0	0	10	10	10
	利用者数	0	0	0	1	1	1
事業所数 (年度末現在)	町内	0	0	0	0	0	0
	圏域内 (町外)	0	0	0	0	0	0

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

現在、利用者はなく、町内に事業所はありませんが、利用ニーズがあれば、近隣事業所での受け入れを働きかけていきます。



③放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【サービス見込み量】

放課後等デイサービスについては、現在、80人の利用があります。利用意向が高いことから、平成32(2020)年度で、95名、950人日/月の利用を見込みます。

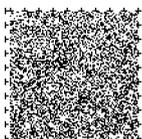
(単位：人日/月、人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
放課後等 デイサービス	利用日数	714	780	940	900	920	950
	利用者数	68	71	80	90	92	95
事業所数 (年度末現在)	町内	3	3	4	4	4	4
	圏域内(町外)	7	8	9	9	9	9

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

特別支援学校に通う障害児や地域の学校に通う障害児のうち学童保育での受け入れが難しい児童や中学生などが利用しています。保護者の就労等の事情により、利用ニーズが拡大しており、現在町内の4か所の事業所や近隣市町村の事業所が受け入れている状況です。今後についても、利用ニーズの拡大が想定されますが、障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害児本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。



ほいくしょうほうもんしえん
④ 保育所等訪問支援

しょうがいじせつ しどうけいけん じどうしどういん ほいくし ほいくしょ しゅうかん
 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に
 かいていどほうもん しょうがいじ ほいくしょ たい しょうがいじ しゅうだんせいかつ
 1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に
 てきおう せんもんてき しえん おこな
 適応するための専門的な支援を行います。

【サービス見込み量】

げんざい にん りょう へいせい ねんど にん りょう みこ
 現在、1人が利用しています。平成32(2020)年度で、5人の利用を見込みま
 す。

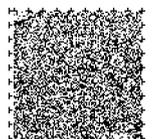
(単位：人日/月、人/月)

		だい き 第4期			だい き 第5期		
		へいせい ねんど 平成27年度 (2015)	へいせい ねんど 平成28年度 (2016)	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
ほいくしょうほうもんしえん 訪問支援	りょうにつう 利用日数	2	2	2	10	10	10
	りょうしやすう 利用者数	1	1	1	5	5	5
じぎょうしよすう (年度未現在) 事業所数	ちょうない 町内	0	0	0	0	0	0
	けんいきない ちょうがい 圏域内 (町外)	0	0	0	0	0	0

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

げんざい ちょうない じぎょうしよ りょう きんりんじぎょうしよ
 現在、町内に事業所はありませんが、利用ニーズがあれば、近隣事業所での
 う 受け入れを働きかけていきます。



きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
⑤ 居宅訪問型児童発達支援

じゅうしょうしんしんしょうがいじ などの じゅうど しょうがいじ どう であって、 じどうはったつしえん どう の 障害児通所支援を受けるために外出することが 著しく困難な障害児に対し、 しょうがいじ きょたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の ふう よとう しえん じっし 付与等の支援を実施します。

【サービス見込み量】

へいせい ねんど ねんど しんき へいせい ねんど にん 平成30(2018)年度からの新規サービスとなります。平成32(2020)年度で5人の利用を見込みます。

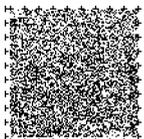
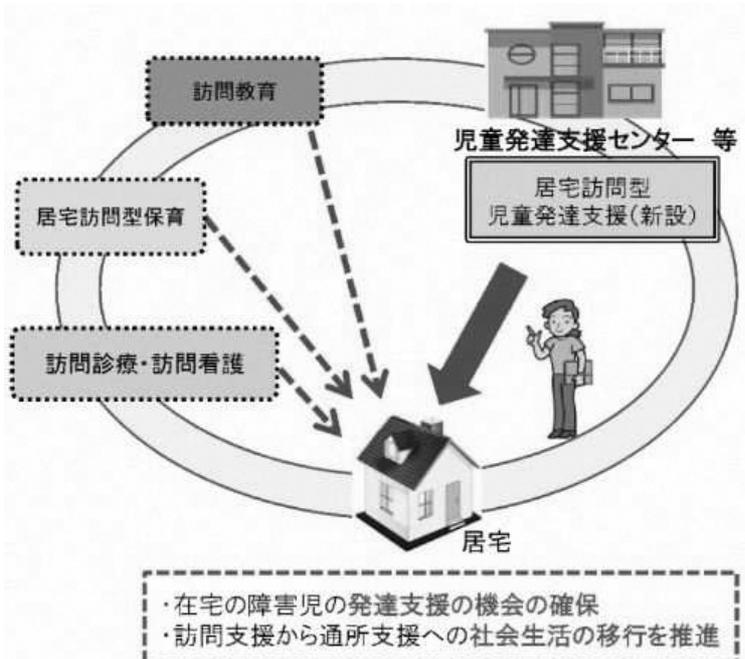
(単位：人日/月、人/月)

		だい き 第5期		
		へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019)	へいせい ねんど 平成32年度 (2020)
きょたくほうもんがた 居宅訪問型	りょうにつう 利用日数	5	5	5
	じどうはったつしえん 児童発達支援	りょうしゆすう 利用者数	1	1

※平成30(2018)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

げんざい ちょうない じぎょうしょ 利用ニーズがあれば、きんりんじぎょうしょ 近隣事業所での 受け入れを 働きかけていきます。



※資料：厚生労働省

⑥ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【サービス見込み量】

現在、月延べ11人程度の利用があります。平成32(2020)年度で月延べ18人の利用を見込みます。

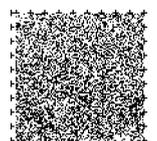
(単位：人/月)

		第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障害児相談支援	利用者数	0	5	11	12	15	18
事業所数 (年度末現在)	町内	1	1	1	1	1	2
	圏域内(町外)	6	6	6	6	6	6

※平成27(2015)・28(2016)年度は実績、平成29(2017)～32(2020)年度は見込みの数値です。

【確保の方策】

障害児相談支援をすべての対象者に実施できるよう努め、サービス提供体制の機能強化や人材確保に努めます。



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き医療的ケアが必要な児童が全国的に増加しています。そういった医療的ケアが必要な児童について、地域で必要な支援が円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を行う機関の連携の場の設置に向けて、進めていきます。また、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することで、医療的ケアが必要な児童が安心して暮らせる体制を目指します。(単位:人)

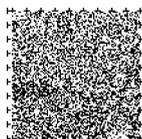
	第5期		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0	0	1

※平成30(2018)～32(2020)年度は見込みの数値です。

⑧ 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、地域型保育事業について、定量的な目標(見込み)を設定しました。「子ども・子育て支援」と「障害福祉」が連携を図り、障害のある児童がいきいきと地域で生活できるよう、支援を行っていきます。(単位:人)

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
保育所	5	5	5	5
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	10	10	13	15
地域型保育事業	2	2	2	2



第5章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立

本計画は、町の福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、円滑な推進に努めます。

2 計画の点検・評価

平成32(2020)年度の目標に向けて、関係者が連携・共有し、成果目標及び行動指標の明確化や各年度の評価・公表を行うなど、引き続き、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）による進行管理を行います。

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「精華町地域障害者自立支援協議会」において、本計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くこととします。

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画推進体制】

精華町地域障害者自立支援協議会

【住民参加部会】

【権利擁護部会】 【発達支援部会】

行政機関

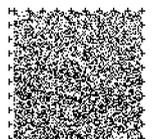
相談支援事業者（中立・公平性を確保）

社会福祉協議会

相談支援・権利擁護関係機関

保健・医療・福祉関係機関

企業・就労支援関係機関

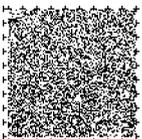


3 京都府・近隣市町村等との広域連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策、保健所の協力が必要となる精神障害のある人の地域生活への移行の促進など、さまざまな課題があります。

このような障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについては、京都府や近隣市町村と協力・連携し、また、町と山城南圏域障害者自立支援協議会が役割分担をしながら、連携して問題解決に取り組んでいくこととします。



だい き せい か ちょう しょう が い ふ く し け い か く
第5期精華町障害福祉計画

だい き せい か ちょう しょう が い じ ふ く し け い か く
第1期精華町障害児福祉計画

へい せい ねん が つ
平成30(2018)年3月

へん し ゅ う ほ う こ う せい か ちょう けん こ う ふ く し か ん き ゅ う ぶ ふ く し か
編集・発行 精華町健康福祉環境部福祉課

〒619-0285

き ょ う と ふ そ う ら く ぐ ん せい か ちょう み な み い な や つ ま き た じ り ぼ ん ち
京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

TEL 0774-94-2004 (代表) 0774-95-1904 (直通)

FAX 0774-95-3974

e-mail fukushi@town.seika.lg.jp

URL <http://www.town.seika.kyoto.jp/>

